

検討事項案その17 (仲裁法制に関するとりまとめについて〔その1〕)

(凡例)

中間とりまとめ：「仲裁法制に関する中間とりまとめ」（平成14年8月司法
制度改革推進本部事務局作成）

意見結果：中間とりまとめに対して寄せられた意見の集計結果

(前注)

- 1 本資料は、仲裁法制に関する各検討事項のうち、従前の検討会の議論及び意見結果において大方の賛同が得られたもの等実質的内容について特段の問題がないと思われるものについては、取り上げていない。
- 2 本資料は、考えられる案等について、その実質的内容を記載したものであり、法文としての規定振り等を整えたものではない。

【 目 次 】

総則的事項について

- 1 書面による通知の在り方について

仲裁契約について

- 1 紛争の仲裁適格について
- 2 仲裁契約の書面性について
- 3 妨訴抗弁について

仲裁人及び仲裁廷の構成について

- 1 仲裁人の数について
- 2 仲裁人の資格について
- 3 仲裁人の任務終了及び補充仲裁人の選定について

仲裁廷の権限について

- 1 仲裁権限の有無の判断について

仲裁手続について

- 1 時効の中断について
- 2 裁判所の証拠調べの援助について

総則的事項について

- 1 書面による通知の在り方について

【参照】中間とりまとめ第1編第1〔2〕

モデル法第3条

書面による通知について、次のとおりとするものとする。

- 1 当事者間に別段の合意がある場合を除き、書面による通知は、通知を受けるべき者が通知すべき書類を受領した時にその効果を生ずる。
- 2 当事者間に別段の合意がある場合を除き、書面による通知の方法は、次のいずれかの方法による。
 - (1) 通知を受けるべき者本人に通知すべき書類を交付してする。
 - (2) 通知を受けるべき者の常居所、営業所若しくは事務所又は郵便の送達先において通知すべき書類を交付（郵便による配達及びこれに準ずる形態を含む。）する。この場合においては、通知すべき書類が交付された時に、通知を受けるべき者がこれを受領したものとみなす。
- 3 書面による通知を受けるべき者の常居所、営業所及び事務所並びに郵便の送達先が知れず、相当の調査によってもなおそれらが判明しないときは、当事者間に別段の合意がある場合を除き、通知をする者は、通知を受けるべき者の知れている最後の常居所、営業所若しくは事務所又は郵便の送達先にあてて、通知すべき書類を書留郵便によって郵送する方法その他配達を試みたことの記録を残すことができる方法で発送することができる。この方法により通知すべき書類を発送したときは、当該書類が通常到達すべきであった時に、通知を受けるべき者がこれを受領したものとみなす。
- 4 当事者間に別段の合意がある場合を除き、当事者は、裁判所に対し、裁判所による援助の一環として、民事訴訟法の規定に従い、通知すべき書類の送達を

行うことを求める申立てをすることができるものとするかどうか。

(注) どのような場合に、いかなる要件の下に、裁判所による送達を利用することができるものとするかについて、なお検討する。

5 1 から 3 までの規律は、裁判所の手続に関する通知には適用しない。

(注) 当然ながら、4 による裁判所が援助として行う送達についても、裁判所の手続に関する通知には適用されないものと考えられる。

【説明】

- 1 枠内 1 から 3 までの規律は、モデル法第 3 条とほぼ同様であり、意見結果においても、モデル法に準拠した規律とするとの方向性については、おおむね異論がなかったところである。
- 2 枠内 4 は、裁判所の共助としての送達手続を利用することができることを提案するものであり、その必要性等も勘案しつつ、要件及び利用し得る送達方法の範囲について検討いただきたい。

仲裁契約について

1 紛争の仲裁適格について

【参照】 中間とりまとめ第 1 編第 2〔1〕1

モデル法第 1 条第 5 項、第 7 条

仲裁契約は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、当事者が和解をすることができる事項に関する紛争を対象とする場合に、その効力を有するものとする。

【説明】

中間とりまとめ第 1 編第 2〔1〕1 においては、仲裁契約は、当事者が和解を

することができる権利若しくは義務に関する紛争を対象とする場合に、その効力を有するものとする（A案）と仲裁適格に関する一般的規定は設けず、他の法律が個別事項について仲裁適格に関する規定を置くときは、その効力を認めるものとする（B案）が示されていたが、意見結果においては、（A案）を支持する意見が若干多かった。

仲裁は、自主的な紛争解決手続であるから、まず、当事者が自ら処分することができる事項（権利又は義務）に関する紛争について仲裁手続を認めることを基本とすべきものと考えられる。

もっとも、近時は、仲裁適格の拡大傾向がみられ、今後、それぞれの法律の規定によりある種の紛争を仲裁によって解決することができるのとされた場合には、そのような紛争についても仲裁適格を認めるべきものと解される。逆に、紛争の種類によっては、強制力を持った最終的な解決は裁判に委ねるのを相当とするものも存すると考えられる。

枠内の案は、以上の諸点を勘案し、和解をすることができる事項に関する紛争に仲裁適格を認めるとともに、他の法律で仲裁適格が認められる紛争の範囲を拡張することを許容するとするものである。

2 仲裁契約の書面性について

【参照】中間とりまとめ第1編第2〔2〕1, 2

モデル法第7条

仲裁契約の方式については、次のとおりとするものとする。

- 1 仲裁契約は、書面によってしなければならない。
- 2 (1) 両当事者の署名した文書、当事者間で交換された文書による場合のほか、電子的、光学的又はこれらと類似する方法で作成され、送受信される等した情報であり、合意の記録となり、又は後の参照に供することのできる媒体等（例えば、テレックス、電報、ファクシミリ、電子データ交換（EDI）、電子メールなど）を用いた仲裁契約は、書面によるものとする。
- (2) 仲裁申立書及び答弁書が交換され、それらの書面において、当事者の一方

が仲裁契約の存在を主張し、他の当事者がこれを否認していない場合には、書面による仲裁契約があるものとする。

- (3) 当事者間の取引等の契約において、仲裁条項を含む文書を引用している場合には、その契約が書面でされ、かつ、その引用が当該仲裁条項を当該取引等の契約の一部とする趣旨のものである場合には、書面による仲裁契約があるものとする。

(注)「当事者間の取引等の契約又は独立の仲裁契約において、仲裁条項を含む文書を引用している場合には、その引用が当該仲裁条項を当該取引等の契約又は独立の仲裁契約の一部とする趣旨のものである限り、当該取引等の契約又は独立の仲裁契約が口頭若しくは意思の実現たる行為により、又はその他の書面以外の手段で締結された場合であっても、書面による仲裁契約があるものとする」案については、なお検討する。

【説明】

- 1 中間とりまとめ第1編第2〔2〕において示されたような、仲裁契約は書面によってしなければならないとする案及びその範囲をできる限り拡大する方針については、意見結果においても、賛成意見が多数であった。
- 2 一方、仲裁手続において交換された書面（申立書及び答弁書）において、当事者の一方による仲裁契約が存する旨の主張を他の当事者が争わない場合の規律（枠内2(2)）については、この場合にも書面による仲裁契約が存するとする結論自体に反対する説は少なかったものの、その要件に関し、当該他の当事者が仲裁契約が存する旨の主張を単に否定していないことのみで足りるか、あるいは、より積極的に仲裁契約を肯認する態度等を要求すべきかについては、いくつかの意見が寄せられている。
- 3 また、枠内2(3)の注に記載した案は、現在、UNCITRALにおいてモデル法の改正案として検討されているものである。意見結果においても、この案を支持する意見と枠内2(3)の案を支持する意見とが拮抗していたが、枠内2(3)の案を支持する意見が若干多かった。その中には、前記注に記載した案に対し、時期尚早ではないか、書面性を基本とすることとの関係でなお慎重な検討

を要するのではないか等の指摘があったところである。

3 妨訴抗弁について

【参照】中間とりまとめ第1編第2〔4〕1, 2

モデル法第8条

- 1 仲裁契約が存する旨の妨訴抗弁は、当事者が本案について弁論をし、又は弁論準備手続において申述をする前に提出しなければならないものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでないものとする。
- 2 仲裁契約の存することが認められるときは、裁判所は、訴えを却下するものとする。

【説明】

- 1 妨訴抗弁の提出時期について、中間とりまとめ第1編第2〔4〕では「訴訟の口頭弁論等において、留保なく本案について答弁したときは、妨訴抗弁として仲裁契約の存在を主張することができなくなるものとする」との案が示され、これを支持する意見が大半であった。

意見結果の中には、場合によっては、本案の答弁後に仲裁契約の存在が判明することもあることを指摘する意見もあった。枠内の案は、このような場合が実際にも生ずる可能性があることを勘案し、モデル法第8条の規律（及び中間とりまとめ第1編第2〔4〕1）を一部変容して、やむを得ない事由がある場合に限り、本案の答弁後にも妨訴抗弁を提出することができることを提案するものである。

- 2 妨訴抗弁の効果については、仲裁付託命令制度を規定するモデル法とドイツ法や韓国法とで規律が異なっている。意見結果においては、中間とりまとめ第1編第2〔4〕2において示された案（訴え却下とする案）を支持する意見が多数であったが、少数ながら、モデル法のような規律を支持する意見もみられた。

もっとも、我が国の裁判制度を前提として、仲裁付託命令制度を設けることができるかについては、なお検討を要するものと考えられるところである。

仲裁人及び仲裁廷の構成について

1 仲裁人の数について

【参照】中間とりまとめ第1編第3〔1〕

モデル法第10条

仲裁人の数は、当事者が合意により定めることができるものとし、そのような合意がない場合の数を3人とするものとする。

【説明】

意見結果においては、モデル法第10条と同内容の枠内の案に賛成する意見が多数であったが、合意がない場合の仲裁人の数について、仲裁実務の実情や手続の迅速、当事者の負担（特に費用の負担）の抑制等の考慮から、これを1人とする意見も2割程度あった。

2 仲裁人の資格について

【参照】中間とりまとめ第1編第3〔2〕

モデル法第11条第1項

- 1 (1) 法人その他の団体は、仲裁人となることのできないものとする。
- (2) 当事者間の合意により法人その他の団体が仲裁人として指定されたときは、当該法人その他の団体は、当該合意により仲裁人選定権限を付与されたものとみなすものとする。
- 2 国際商事仲裁においては、当事者間に別段の合意がある場合を除き、何人も、その国籍を理由として、仲裁人となることを妨げられるものではないものとする。

【説明】

- 1 意見結果においては、仲裁人は自然人でなければならないとし、仲裁契約に

において法人その他の団体が仲裁人として選定された場合には、仲裁契約が無効となるのを避けるため、法人その他の団体に仲裁人選定権限を付与したものとみなすものとする案（中間とりまとめ第1編第3〔2〕1及び2の（B案））を支持する意見が多数であった。枠内1の記載は、これを踏まえたものである。

2 枠内2は、国際化の進展にかんがみ、特に、国際的な仲裁について、広く人材を得て、適性を備えた仲裁人の選定を促進する見地から、モデル法第11条第1項の規定と同様に、当事者間に別段の合意がある場合を除き、国籍によって仲裁人たる資格が左右されるものではないとするものである。

なお、この立場においても、当事者が合意によって仲裁人の資格要件を定めることは差し支えないと解される。

もっとも、当事者が別段の合意により資格要件を定める場合にも、その内容は、合理的なものでなければならないと解される。

3 仲裁人の任務終了及び補充仲裁人の選定について

【参照】中間とりまとめ第1編第3〔5〕,〔6〕

モデル法第14条,第15条

1（仲裁人の任務終了について）

- (1) 仲裁人は、いつでも辞任することができるものとする。
- (2) 当事者は、合意により仲裁人を解任することができるものとする。
- (3) 仲裁人が法律上若しくは事実上その職務を行うことができなくなったとき又は仲裁人としての行為をすることを著しく遅滞したときは、当事者は、裁判所に対し、仲裁人の解任決定の申立てをすることができるものとする。この申立てについての裁判所の決定に対しては、不服を申し立てることはできないものとする。

2（補充仲裁人の選定について）

仲裁人が死亡し、又は1の辞任、当事者の合意による解任若しくは裁判所の解任決定により仲裁人の任務が終了したときは、当事者間に別段の合意がある場合を除き、任務の終了した仲裁人の選定に適用された準則に従って、補充仲

裁人を選定するものとする。

【説明】

枠内の案は、モデル法の規律として理解されるものを具体化したものである。

意見結果においても、モデル法と同様の規律とする考え方を支持する意見が多かった一方、仲裁人の辞任に関し、正当な理由がなければ辞任を許すべきではないとする意見も若干ながら寄せられている。

仲裁廷の権限について

1 仲裁権限の有無の判断について

【参照】中間とりまとめ第1編第4〔1〕

モデル法第16条

- 1 仲裁廷は、付託された紛争について仲裁を行う権限（以下「仲裁権限」という。）の有無についての判断（当事者の仲裁契約の不存在又は無効の主張についての判断を含む。）をすることができるものとする。
- 2 仲裁廷が仲裁権限を欠く旨の主張（以下「仲裁権限欠缺の主張」という。）は、本案について答弁をした後は、することができないものとする。ただし、当事者が仲裁人を選定し、又は仲裁人の選定に関与した場合においても、この主張は、妨げられないものとする。
- 3 仲裁廷が仲裁権限を超えて仲裁を行っている旨の主張（以下「仲裁権限踰越の主張」という。）は、その事由が生じた後、速やかにされなければならないものとする。
- 4 仲裁廷は、2又は3による規律に反し、仲裁権限欠缺の主張が本案についての答弁後にされた場合又は仲裁権限踰越の主張が時機に後れてされた場合においても、その主張が遅延したことについてやむを得ない理由があると認めるときは、これを許すことができるものとする。
- 5 仲裁廷は、2又は3記載の主張について、中間の争いに関する判断として、又は本案に関する仲裁判断において判断することができるものとする。

6 5により仲裁廷が、中間の争いに関する判断として、仲裁権限を有する旨の判断をしたときは、当事者は、当該中間の争いに関する判断の通知を受けた日から30日以内に、裁判所に対し、仲裁権限の有無についての決定を求める申立てをすることができるものとする。また、この決定に対しては、不服を申し立てることはできないものとする。

7 仲裁廷は、6による裁判所の決定がされるまでの間、仲裁手続を進め、仲裁判断をすることができるものとする。

(注) 6の規律は、仲裁廷が仲裁権限なしとの判断を示した場合(このような判断は終局判断として示されることになる。)には、この判断を直接争う手続は用意しないことを意味することになると解される。

【説明】

枠内1から5まで及び同7の内容は、中間とりまとめ第1編第4〔1〕における提案と同じであり、これに賛成する意見が多数であった。

一方、枠内6に関しては、仲裁廷が仲裁権限なしとの判断を示した場合にも、裁判所に仲裁権限の有無について確定を求める申立てを認めるべきであるとする意見も多かった。この点は、モデル法制定の際にも時間を割いて検討がされ、例えば、裁判所が仲裁権限ありとの判断をしたとしても、自ら仲裁権限なしと判断した仲裁廷に仲裁手続の履行を強制することは事実上できないのではないかといった議論の末に、枠内に記載したような案で落ち着いたものである。

仲裁手続について

1 時効の中断について

【参照】中間とりまとめ第1編第5〔4〕2

1 仲裁の目的となっている権利の消滅時効の中断及びその時期について、どのように考えるか。

(甲案)

仲裁手続は、その開始の時に時効中断の効力を生ずるものとする。ただし、当事者間の合意により、仲裁手続の開始時期として、仲裁に付する申出を発信する前の時期が定められたときその他相手方がこの申出を知り得ることが確実であるとは認められない時期が定められたとき及び相手方が仲裁に付する申出を受領した時点より後の時点が定められたときは、相手方が仲裁に付する申出を受領した時点で時効中断の効力を生ずるものとする。

(注) 仲裁手続の開始については、「当事者間に別段の合意がある場合を除き、仲裁手続は、紛争を仲裁に付する申出を相手方が受領した日に開始するものとする。」といった案(中間とりまとめ第1編第5〔4〕1参照)が考えられる。

(乙案)

- (1) 相手方が仲裁に付する申出を受領したときは、時効の中断に関しては、裁判上の請求があったものとみなすものとする
- (2) 前項の規定にかかわらず、仲裁機関を利用して行う仲裁については、仲裁機関に対して仲裁に付する申出をした時に、裁判上の請求があったものとみなすものとする(相手方が仲裁に付する申出を受領しなかった場合を除く。)。ただし、当事者間において、一方の当事者が仲裁に付する申出を仲裁機関に対して行い、仲裁機関がこれを他の当事者に通知することを合意した場合に限るものとする。

2 仲裁に付する申出の取下げその他の事由により、(本案の)仲裁判断に至らずに仲裁手続が終了した場合の時効中断効の帰趨について、民法の所要の規定を準用し、あるいは所要の読替規定や必要な個別規定を設けたりするものとするかどうか。

【説明】

1 (時効中断の事由及び時期について)

(1) (甲案)は、中間とりまとめ第1編第5〔4〕2のうちの(A案)(時効中断効が仲裁手続開始の時に生ずるものとする案)を基本とするものである。しかしながら、手続開始時点は当事者が合意で定めることができるものとする規律が想定されることから、仮に、当事者が手続開始時点として、時効中断を認めるには適さないと考えられる時期を定めた場合にも、その時点で時効中断を認めざるを得ないという難点が生ずるため、手続の開始時期として、相手方に仲裁に付する申出が到達する相当の蓋然性が認められる時点(通常は、仲裁機関が仲裁申立書を受領した時点)から実際に相手方が仲裁に付する申出を受領した時点までの間の時点を定めた場合にのみ時効中断効を認めようとするものである。この要件を満たす時点であれば、権利行使の意思表示が明確となり、仲裁手続によって権利の有無が確定される状態に至ったものと観念できることに基づくものである。

(2) (乙案)は、中間とりまとめ第1編第5〔4〕2のうちの(B案)(時効中断に関しては、仲裁に付する申出を裁判上の請求とみなすこととし、相手方がこの申出を受領した時に時効中断効を認めることを原則としつつ、機関仲裁については、仲裁機関に仲裁に付する申出をした時点で時効中断効が生ずるとする案)に基づき、これを再構成したものである。

ただし、仲裁に付する申出を受けた仲裁機関の懈怠により、相手方が仲裁に付する申出を受領しなかった場合にもその申出の時点で時効中断効を認めることは、仲裁に付する申出がされたことを知らない相手方に酷な結果をもたらすと考えられる。そこで、仲裁機関が行った仲裁に付する申出を相手方が受領した場合にのみ、その申出時点で時効中断効を認めようとするものである。

2 (仲裁判断に至らずに仲裁手続が終了した場合等について)

枠内2は、仲裁に付する申出の取下げにより仲裁手続が終了した場合等の時効中断効の帰趨について取り上げたものである。取下げにより仲裁手続が終了した場合には、民事裁判における訴えの取下げに準じ、時効中断の効果が生じなかったことになると考えられる(民法149条参照)。そこで、仲裁に付する申出の取下げその他の事由により、(本案の)仲裁判断に至らずに仲裁手続が終了した場合の時効中断に関する規律について検討する必要がある。

2 裁判所の証拠調べの援助について

【参照】中間とりまとめ第1編第5〔10〕

モデル法第27条

- 1 仲裁廷又は仲裁廷の許可を得た当事者は、裁判所に対し、仲裁廷が必要と認める証拠調べで仲裁廷がすることができないものの援助の申立てをすることができるものとする。
- 2 裁判所は、1の申立てについて、決定で裁判をするものとする。
- 3 1の申立てを却下する裁判に対しては、抗告を申し立てることができるものとするかどうか。
- 4 この法律に特別の定めがある場合を除き、裁判所が援助として行う証拠調べに関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第2編第3章の規定を準用するものとする。
- 5 仲裁人は、証拠調べに立ち会い、裁判長に証人若しくは鑑定人に対する発問を求め、又は裁判所の許可を得て、これらの者に対し、直接問いを発することができるものとする。
- 6 仲裁廷及び仲裁事件の当事者は、裁判所書記官に対し、援助として行った証拠調べに関する記録の閲覧・謄写等を求めることができるものとする。

【説明】

- 1 意見結果においては、枠内1のように、仲裁廷がすることができない証拠調べが援助の対象となるとする意見が多数であった。
- 2 枠内3の裁判所の決定に対する不服申立ては、新規のものである。中間とりまとめ第1編第5〔10〕では、第三者に強制力を伴った命令が発せられた場合にのみ、当該第三者に不服申立てを認めるとする案が示されていたが、不服申立ての範囲を広げるべきであるとする意見もあり、また、従前の検討会においても、援助の申立てを却下する決定に対しても一定の場合には不服申立て(抗告)を認めるべきではないかとの意見が根強かったところである。

証拠調べの必要性は仲裁廷が判断し、裁判所は、申立ての適法性についてのコ

ントロールを担うことになるが、裁判所が援助の申立てを却下した場合、仲裁によって紛争を解決するとされている以上、同一の事項について民事訴訟を提起することは困難であるから、事案解明に支障が生じないかといった意見もあり、援助や申立ての性質についてどのように考えるかといった点にも留意しつつ、検討いただきたい。

- 3 証拠調べの細則についてどのような規定を設けるかに関しては、なお検討する必要がある。